

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	午前9時56分から 平成29年2月16日（木） 午前11時26分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、橋本会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、塩野監査委員事務局長 （担当課1） 宮村市民環境部次長兼産業振興課長、渡邊同課長補佐、奥田同課産業振興係長 （担当課2） 中村生涯学習・スポーツ課長、細田同課長補佐、齊藤同課生涯学習係長 （担当課3） 大高下水道課長、榎本同課長補佐兼業務係長 （事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係櫻澤主事、稲葉市長公室参事兼秘書課長
会 議 内 容	1 朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例について 2 第3次朝霞市生涯学習計画（案）の概要について 3 朝霞市公共下水道事業地方公営企業法適用基本方針（案）について 4 平成29年第1回朝霞市議会定例会提出議案について
会 議 資 料	・朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例 ・第3次朝霞市生涯学習計画（案）の概要 ・朝霞市公共下水道事業地方公営企業法適用基本方針（案）について ・平成29年第1回朝霞市議会定例会提出議案
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
	☒ 要点記録
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）

	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		

【市長あいさつ】

【議題】

1 朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例について

【説明】

(担当課 1 : 宮村市民環境部次長兼産業振興課長)

この条例は、平成 31 年度を開始年度とする「朝霞市産業振興基本計画」を策定するにあたり、関連する各分野から策定に係るご意見をいただき、計画に反映していくため、附属機関として「朝霞市産業振興基本計画策定委員会」を設置する必要があることから、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項規定に基づき本条例を制定するものである。

内容については、他の計画の策定委員会条例を参考として作成した。

まず第 1 条の（目的）としては、朝霞市産業振興基本計画策定委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることとしている。

続いて、第 3 条の（所掌事務）としては、一点目として、本計画の策定に関すること、二点目として、本計画の策定に関し市長が必要と認めることとしている。

続いて、第 4 条の（組織）は、13 人の委員で構成することとしている。

内訳としては、1 号委員は、学識経験を有する者として、大学教授 1 名を想定している。2 号委員は、知識経験を有する者として、金融機関職員 1 名を想定している。3 号委員は、商工業関係団体からの推薦として、朝霞市商工会からの推薦 3 名を想定している。4 号委員は、農業関係団体からの推薦として、3 名を想定している。農業委員会や農協を想定している。5 号委員は、労働関係団体からの推薦 1 名を想定している。連合埼玉を想定している。6 号委員は、関係行政機関の職員として、2 名を想定している。ハローワークや埼玉農林振興センターを想定している。7 号委員は、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民 2 名を想定している。

最後に（附則）として、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する高年齢の一部を改正する条例として、会議出席報酬日額 8000 円、費用弁償 2400 円、などを追加している。

以上が朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例の主な内容である。

[平成 29 年 2 月 6 日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は、2 月 6 日に行われた政策調整会議において審議し、主な質疑と、その結果についてご報告する。

まず、第 4 条の委員構成に関し、委員会に自治会連合会からの推薦がない理由についての質問に対し、計画の目的が商業関係になるので、自治会連合会ではなく商工会へ推薦するという説明があった。

次に、策定のスケジュールについての質問に対し、平成２９年度に基礎調査とその結果の分析を行い、平成３０年度に具体的な策定作業を行うという説明があった

次に、構成委員の内訳は想定での説明はあったが、変動の余地はあるのかという質問に対し、１３人は想定の内訳であり、必ずこのとおりいくとは限らないので、想定外が起きた場合はその他、市長が必要と認めたもので充足をするという説明があった。

次に、産業振興基本計画は法律で市町村に策定が求められているのかという質問に対し、法律で定められてはいないが、各市自主的に定めている。農業関係は昨年５月に都市農業振興基本計画が国で策定され、各自治体に都市農業推進のための計画の策定が努力義務とされているので産業振興基本計画の農業部分についてはそれに沿った策定を行うという説明があった。

次に、既存の中心市街地活性化計画が現行法の適用にならないが、それとの整合性はどうかという質問に対し、中心市街地活性化計画は、新たな計画の中に取り込んでいくという説明があった。

また、この計画の進捗管理はどのように行うのかという質問に対し、進捗管理は策定委員会で行うのではなく、総合計画の行政評価や外部評価を活用して進捗管理していくという説明があった。

最後に、庁内の検討体制についての質問に対しては、庁内に部会を設けて、関係課に出席していただきながら進めていくという説明があった。

以上、政策調整会議の結果としては、一部資料の訂正のうえ、庁議に諮ることとする。

[質疑等]

(田中副市長)

平成３１年度を始期とする計画だが、何年間の計画を想定しているのか。

(担当課１：宮村市民環境部次長兼産業振興課長)

総合計画に年度を合わせるため、当初は７年、移行継続して計画を策定する場合は１０年の計画としていきたい。

[結果]

原案のとおり決定する。

【議題】

２ 第３次朝霞市生涯学習計画（案）の概要について

【説明】

(担当課 2：中村生涯学習・スポーツ課長)

第3次朝霞市生涯学習計画（案）について、説明します。

この計画は、現行の計画である第2次朝霞市生涯学習計画の計画期間が本年度末をもって終了することから、平成27年及び28年の2ヵ年をかけて、市民意識調査や市民懇談会、パブリックコメント等の意見を踏まえ、社会教育委員会議等において審議を行い、案として調整したものである。

計画の趣旨としては、日々変化する社会に対応していくために、私たちが学習をすることは必要であり、同時に、新たな時代のニーズに対応できる生涯学習社会の構築が重要な課題となることから、これからの時代に対応する生涯学習社会の構築を目指して、生涯学習計画を策定し、本市の生涯学習施策の一層の推進をしていくというものである。

計画を策定するに当たり、市の最上位計画である「第5次総合計画」、教育に関する最上位計画である「教育振興基本計画」また、昨年度に定めた「朝霞市教育大綱」との整合を図っている。

計画の構成と期間については、4ページにあるが、生涯学習の長期ビジョンを示す「基本構想」及び基本構想に基づき取り組むべき施策を示す「基本計画」により構成されている。基本構想の計画期間は、平成29年度から10年間、基本計画は、5年間とし、計画の中間年を迎える平成33年度に見直しを行う予定である。

計画の基本理念は、第2次生涯学習計画の基本理念を継承し、「一人一人が心豊かにともに学び生きるまちあさか」としている。

計画の全体像として、35ページ、基本理念を一番上位として、計画の目標として、1. いつでも、どこでも、誰でも学ぶことのできる生涯学習社会の実現、2. 人と人をつなぐ生涯学習社会の実現（コミュニティの形成）、3. 知の循環型社会の実現（知の実行・継承）としている。計画の目標を達成するための方針を、1. 市民の主体性の尊重と協働による役割分担、2. ライフスタイル・ライフステージに応じた学習機会の提供、3. 地域づくり・まちづくり・ひとづくりとしての学習機会の提供としている。

また、施策の体系として、第2次朝霞市生涯学習計画の柱を継承し基本理念の実現に向けた5つの柱を定めている。37ページになるが、本計画では5つの大柱とそれに引き続く11の小柱を立てている。大柱1の新たな学びの“きっかけ”を提供します！では、生涯学習情報の充実、相談体制の充実、生涯学習のきっかけづくりの3つ小柱を、大柱2の使いやすい学びの“場”を提供します！では、生涯学習推進拠点の充実、学びの場を広げるの2つを、大柱3の多様な学びの“メニュー”を提供します！では、ともに生きる社会づくりに向けた学び、健やかで心豊かな人生のための学び、ライフステージに応じた学びの3つを、大柱4の市民の学びの“主体性”を支えます！では、学習活動の評価、人材・団体の育成の2つを、大柱5の市民とともに学びを“協働”で推進します！では、生涯学習推進体制の充実。このような施策の体系を定め、朝霞市の生涯学習の推進をしていくものである。

計画の策定体制及び経過については、本計画の策定にあたっては、市民意識調査として、アンケート調査のほか市民懇談会も実施した。市民意識調査では合計3,250人に実施し、

市民懇談会は平成27年11月と平成28年1月に2回実施した。社会教育委員会議は平成27年度に3回、平成28年度に4回、計7回開催し、本計画の策定に向けて、素案、計画（案）について検討を行った。生涯学習推進会議は平成27年度2回、平成28年度2回の計4回、関係課11課の次長級または課長級の職員で構成した会議体で検討を行った。また、パブリックコメントを平成28年11月15日から12月15日まで30日実施し、3人の方からご意見を頂いた。職員コメントでは1人のご意見を頂いた。

2月6日に行った政策調整会議での意見を踏まえた修正として、21ページからのグラフの今回調査、前回調査、国調査について出典を追加した。次に、基本構想の基本理念、計画の目標、基本方針等の関連性について35ページに基本構想の全体像を掲載した。次に、本年1月に宣言された「朝霞市健康づくり・スポーツ都市宣言」について、44ページに掲載した。最後にパブリックコメントについて、54ページに実施の概要とパブリックコメントに対する対応方針を掲載した。

第3次朝霞市生涯学習計画（案）の概要についての説明は以上とする。

[平成29年2月6日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は、2月6日に行われた政策調整会議において審議し、主な質疑とその結果についてご報告する。

パブリックコメントと職員コメントの意見と対応についての質問に対し、職員コメントについては、語句の整理で、修正を行っている。パブリックコメントについては、第2次生涯学習計画で位置づけていた学習発表の場が抜け落ちている指摘があり、計画に反映させているという説明があった。

次に、6の達成目標の設定の達成指標について、5年後の指標となっているが、毎年の設定はしないのか。また、この達成指標にした根拠を問う質問に対して、毎年達成指標は決めていないが、実施計画を策定していて、各事業については毎年の指標を設定している。基本計画と達成指標は5年後に見直したいという説明があった。

次に、36ページに達成指標があり、1年間に生涯学習活動を行った市民の割合として40%という数字があるが目標として妥当なのかという質問に対して、平成27年度に行ったアンケートの結果で36.3%となったが、その前に行ったアンケートより数値が下がっていたので、現実的な数値として40%という目標となったという説明があった。

次に、課題分析において、幸齢者や知の循環型社会などといった造語が使われているが、現在使われている言葉なのかという質問に対し、平成24年度に文科省から出された報告書にあり、現在も使われている言葉と考えているという説明があった。

その他、先ほどの説明でもあったが、基本構想の基本理念、計画の目標等の関係性の体系的な整理、健康づくり・スポーツ都市宣言の補足、パブリックコメントの実施概要等の記載等について意見が出され、政策調整会議の結果としては、それらを訂正の上、庁議に諮ることとする。

[質疑等]

(田中副市長)

達成指標の36.3%という数値について、生涯学習活動をどのように定義するかによって数字が変わってしまう。

(担当課2：中村生涯学習・スポーツ課長)

計画の1ページに中段に「目標を意識するしないに関わらず、友人や隣人と会話することや景色を眺めるなどの些細なことも含めて、学ぶ機会というのは日常生活のいたる所にあると考えられます。」と示している。

(田中副市長)

その定義であると、範囲が広すぎてほとんどの人が何らかの生涯学習活動をしていることになってしまう。そうすると、本当に36.3%の人しか生涯学習活動をしていなかったのかという疑問にどう答えるのか。

アンケートではもっと範囲を狭めて生涯学習活動を捉えているから36.3%という数字になるのではないか。そこが曖昧であると、指標足り得なくなってしまう。

(担当課2：中村生涯学習・スポーツ課長)

36ページの36.3%から40%以上という達成指標について「アンケートでは、生涯学習とはどういうことかを定義した上で、主な生涯学習活動を例示した設問をし、続いて一年間に生涯学習活動をしましたかというアンケートをとりました。」という説明を加えた上で、平成18年度、平成22年度、平成27年度の数値を比較し、その結果を基に今回の指標を設定したと記載し、数値の妥当性を説明することとする。

また、平成18年、第2次生涯学習計画策定の際のアンケートでは、28.9%、5年後の見直しの年である平成22年では37.9%と上昇しているが、今回の平成27年調査では36.3%と低下している。そこで、この計画を推進することにより、数値を40%に上昇させることを説明に加えることとする。

[結果]

一部訂正の上、決定する。

【議題】

3 朝霞市公共下水道事業地方公営企業法適用基本方針（案）について

【説明】

(担当課 3 : 大高下水道課長)

下水道事業については、平成 32 年 4 月から地方公営企業法を適用して、公営企業会計に移行することを予定している。配布資料の「地方公営企業法適用基本方針（案）」は、法適用に必要な作業内容、関係部署との調整事項などを整理し取りまとめたものである。来年度から法適用にかかる作業を進めたいと考えているが、この基本方針（案）に基づいて、進めてよろしいかお諮りしたい。

まず、1 ページ、下水道事業を含む地方公営企業は、人口減少やインフラの老朽化などにより経営環境が厳しさを増していく状況になる。そうした状況の中、平成 27 年 1 月に国から地方公共団体に対して、公営企業法を適用していない地方公営企業は経営基盤の強化等を的確に行うため、平成 27 年度から平成 31 年度までの 4 年間に公営企業会計の移行へ取り組むよう要請があった。

本市の下水道事業は、下水道整備に着手してから 40 年以上が経過していること、今後は下水道施設の老朽化対策に多額の事業費が必要になることが見込まれ、経営環境は厳しさを増していく状況にある。

こうした下水道事業を取り巻く状況と、国からの要請を踏まえて、平成 32 年 4 月から公営企業法を適用することとしたところである。

2 ページ、地方公営企業法は、地方公共団体が経営する公営企業の組織、財務、身分を規定する法律である。下水道事業は公営企業法の適用は任意となっている。

続いて 3 ページ、法を適用するにあたり地方公営企業法の全部を適用するか、財務規定のみを適用するかを選択することとなる。財務規定のみ適用の場合は会計方式が複式簿記による公営企業会計に移行するのみで、組織及び職員の身分は従来通り変更は無い。全部適用とした場合は、財務規定のほか、組織及び職員の身分の規定が適用され、組織については管理者を置くことができ、管理者には会計事務や予算原案の作成などの権限が付与されるため、自らの判断と責任において経営を行うことができるなど企業としての独立性が確保できるようになる。

4 ページ、法を適用することのメリットについては、民間企業と同様の複式簿記による企業会計に移行することで、経営状況が明らかとなること、職員の経営意識の向上など、①から⑥までのメリットが挙げられる。

次に 5 ページ、法適用に係る事務内容については、図 1 のとおり、固定資産の調査と評価、条例改正等の移行関連事務、企業会計システムの整備等、来年度から平成 31 年度までの 3 年間で取り組む。

6 ページ、法適用の基本的な方針については、水道事業との統合を見据え、法適用の範囲は、水道事業と同様に全部適用とし、管理者についても同様に設置しないこととしている。

7 ページ、固定資産調査と評価について、下水道事業の資産情報を整理し固定資産台帳として整備する。来年度から 2 年間で実施することを予定している。

8 ページの移行事務について、表 4 に記載のとおり、条例の改正や財務会計システムの導入など多岐にわたる部署と様々な事務の調整を行いながら進めていくことになる。

10ページ、公営企業会計に移行するにあたり、新たなシステムの整備が必要になるが、企業会計システムの経費の抑制等を考慮し、水道と同じシステムの導入を考えている。

最後に来年度から平成31年度までの3年間の作業について、11ページの全体スケジュールに沿って作業を進めていく予定である。

地方公営企業法適用基本方針（案）の説明は以上とする。

[平成29年1月10日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は、1月10日に行われた政策調整会議において審議し、主な質疑とその結果についてご報告する。

地方公営企業法を適用することによる市民への影響についての質問に対し、民間企業と同様の企業会計を取り入れることにより、経営状況が明らかとなり、市民へ対する経営状況の説明がしやすくなると説明があった。

近隣市の状況についての質問に対し、志木市と和光市は平成26年4月から適用しており、法の適用範囲は全部適用としている。新座市は朝霞市と同様平成32年4月から適用をする予定と説明があった。

他市の移行期間への質問に対し、和光市は1年で行ったが、それ以前に固定資産台帳の整備を終えていたため短期間で出来たのではないかとの説明があった。

1ページの本文中に平成31年度までに公営企業会計へ移行することが要請され、とあるが平成32年からで良いのかという質問に対し、国からの要請は平成27年から平成31年までに組みこなさいということで、法の適用は平成32年からでも問題ないとの説明があった。

その他、水道事業との今後の広域化や民営化の国等での動きがあることから、それらを注視していくよう指摘があった。

以上、政策調整会議の結果としては、原案のとおり決定とし、庁議に諮ることとする。

[質疑等]

(富岡市長)

国から平成27年から平成31年までに公営企業会計への移行の準備をするよう要請があったということだが、なぜ本文中には、公営企業会計へ移行することが要請され、と書いているのか。

(担当課 3 : 大高下水道課長)

公営企業会計への移行の準備をするよう要請があった、と訂正する。

[結果]

一部訂正の上、決定する。

【議題】

4 平成 29 年第 1 回朝霞市議会定例会提出議案について

【説明】

議案第 1 号 平成 29 年度朝霞市一般会計予算について

(上野総務部長)

第 1 表の歳入歳出の総額はそれぞれ 394 億 7,000 万円で前年度当初予算に対し、12 億 2,000 万円、3.2 パーセントの増となっている。

第 2 表の継続費につきましては、保健センター施設耐震化事業をはじめ、全部で 6 事業の設定をしている。

第 3 表の債務負担行為については、高齢者住宅整備資金利子補給補助など、今後発生する可能性のある債務負担行為や、ごみ処理施設整備運営事業で滞りなく事業を執行するため設定するものなど、合計 10 点の設定をしている。

次に、第 4 表 地方債については、市民会館耐震化事業等 27 事業と、災害援護資金貸付金、臨時財政対策債を併せた 29 件について、地方債を起こす予定で計上している。

そのほか、第 5 条の一時借入金、第 6 条の歳出予算の流用について定めている。

歳入について、第 1 款の市税は前年度比 1.2 パーセント増の、214 億 5,223 万 6,000 円を計上している。

市民税は、個人市民税で増収を見込んでいるほか、固定資産税でも新築家屋の増加等により増収を見込んでいる。

第 2 款から第 8 款及び第 10 款については平成 27 年度決算額や今年度の実績の伸びのほか、地方財政計画の伸び率などにより算定している。なお、第 5 款の株式等譲渡所得割交付金については、3 年度間の交付実績に基づき計上している。

第 9 款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は平成 28 年度の実績に基づき計上している。

第 11 款の地方交付税については、普通交付税は平成 28 年度交付額を考慮して積算した額に地方財政計画における前年度比 2.2 パーセント減を乗じて得た額を計上している。特別交付税については、3 年度間の交付実績に基づき計上している。これらを併せた結果、前年度比 36.3 パーセント減の 2 億 8,600 万円を計上している。

第 13 款の分担金及び負担金については、保育園入園児童保護者負担金減免分が増額となっており、全体で 3.0 パーセント増の 9 億 1,239 万 8,000 円を計上している。

第 14 款の使用料及び手数料については、前年度比 4.8 パーセント減の 7 億 1,020 万 5,000 円を計上している。

第15款の国庫支出金については、前年度比4.5パーセント増の67億9,204万円を計上している。増額の要因については、児童福祉費負担金など民生費国庫負担金が増額の要因となっている。国庫補助金については、臨時福祉給付金などが減額となっているが、子ども・子育て支援交付金が増額となったほか、保育所等整備交付金や民生安定施設整備助成事業補助金が新たに計上されているため、全体では増額となっている。

第16款の県支出金については、前年度比3.7パーセント増の23億5,143万4,000円を計上している。増額の要因としては、選挙費委託金などが減額している一方、障害者自立支援給付費負担金等が増額となっているほか、新たに子どものための教育・保育給付費負担金等が計上されているため、全体としては増額となっている。

第17款の財産収入については、前年度比4.1パーセント減の4,668万1,000円を計上している。

第19款の繰入金については、財政調整基金繰入金を7,176万8,000円とし、全体では7,177万1,000円を計上している。

第20款の繰越金については、前年度と同額の4億5,000万円を計上している。

第21款の諸収入については、前年度比2.6パーセント減の10億3,599万円を計上している。

第22款の市債については、前年度比33.8パーセント増の25億5,510万円を計上している。臨時財政対策債については前年度比400万円減の5億9,900万円を計上している。

次に歳出について、第1款の議会費については、前年度比0.8パーセント減の2億8,588万5,000円を計上している。

第2款の総務費については、前年度比2.1パーセント増の50億5,072万9,000円を計上している。

第3款の民生費については、前年度比4.5パーセント増の199億3,911万7,000円を計上している。

第4款の衛生費については、前年度比1.4パーセント減の28億1,516万9,000円を計上している。

第5款の労働費については、前年度比1.2パーセント減の143万7,000円を計上している。

第6款の農林水産業費については、前年度比5.8パーセント減の6,684万6,000円を計上している。

第7款の商工費については、前年度比2.6パーセント増の2億4,676万4,000円を計上している。

第8款の土木費については、前年度比3.1パーセント減の26億8,164万8,000円を計上している。

第9款の消防費については、前年度比13.4パーセント増の14億7,864万4,000円を計上している。

第10款の教育費については、前年度比4.1パーセント増の38億2,358万5,000円を計上している。

第11款の公債費については、前年度比1.8パーセント増の30億2,416万9,000円を計上している。

第12款の諸支出金については、災害援護資金貸付金、土地開発基金繰出金で600万7,000円を計上している。

第13款の予備費については、前年度と同額の5,000万円を計上している。

以上が、議案第1号の内容である。

[質疑等]

なし

議案第2号 平成29年度朝霞市国民健康保険特別会計予算の概要について

(薮塚健康づくり部長)

予算総額は、137億3,698万1,000円で前年度と比較して0.1パーセントの増となっている。

なお、被保険者数は、一般被保険者及び退職被保険者の合計で2万9,410人を見込んでいる。

歳入の主な概要について、第1款 国民健康保険税は、一般及び退職者の現年課税分と滞納繰越分の合計で、30億5,891万8,000円を見込み、前年度予算額と比較すると、3.3パーセントの減となっている。なお、保険税率等の変更はない。

第3款 国庫支出金では、国庫負担金は療養給付費等に対する国の負担金等で、23億1,815万3,000円を計上したほか、国庫補助金では、財政調整交付金等で4億4,502万8,000円を計上している。

第4款 療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費等に対する交付金で、1億6,916万1,000円を計上している。

第5款 前期高齢者交付金は、65歳から74歳の前期高齢者に係る交付金で、24億9,141万5,000円を計上している。

第6款 県支出金は、県負担金では高額医療費共同事業負担金などで、1億2,207万9千円、県補助金では、療養給付費等に対する県の財政調整交付金などで、6億9,911万5千円を計上している。

第7款 共同事業交付金は、国保連合会の通知に基づき、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の合計で、33億794万8,000円を見込んでいる。

第9款 繰入金については、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、事務費繰入金、財政安定化支援事業繰入金のほか、一般会計から国保への財政支援として、その他繰入金の4億7千万円を含め合計で、9億6,586万9千円を計上している。

第10款 繰越金は、前年度繰越金を1億円計上している。

次に、歳出の概要について、第1款 総務費は、第1項 総務管理費、第2項 徴税費、及び第3項 運営協議会費の合計で、5,388万1,000円を計上している。

第2款 保険給付費では、一般被保険者等に係る療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費及び葬祭諸費を計上しているが、保険給付費の合計は、76億8,969万

3, 000円で、歳出総額の56.0パーセントを占めている。

第3款 後期高齢者支援金等については、後期高齢者医療制度に対する支援金などで、15億9,185万円を見込んでいる。

第6款 介護納付金は、介護保険制度を支える納付金で、5億7,797万9,000円を計上している。

第7款 共同事業拠出金は、国保連合会の通知に基づき、高額医療費及び保険財政共同安定化事業などの拠出金分として、36億1,671万1,000円を計上している。

第8款 保健事業費は、一般被保険者等に係る特定健診及び人間ドックなどの経費として合計で、1億7,530万2,000円を計上している。

その他、基金積立金、公債費、諸支出金、予備費などである。

以上が、国民健康保険特別会計予算の概要である。

[質疑等]

(田中副市長)

保険給付費は実績に基づいて計上しているのか。

(薮塚健康づくり部長)

平成28年度の補正予算の見込と同額を当初予算として計上している。

議案第3号 平成29年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計予算について

(澤田都市建設部長)

平成29年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ15億2,253万9,000円で、前年度当初予算と比較すると、19.9パーセントの減となっている。

継続費については、公営企業会計移行事業及び下水道ストックマネジメント基本計画策定事業について設定をするものである。

債務負担行為は、朝霞市水洗便所改造資金勇融資あっせん制度にともなう損失補償及び利子補給補助の2点を設定するものである。

地方債については、公共下水道事業債等の借入限度額などを定めるものである。

歳入について、第2款の手数料及び使用料は8億7,638万円で前年度比0.1パーセント減、第3款の国庫支出金は下水道事業費国庫補助金で7,510万円で前年度比45.8パーセント減、第4款の繰入金は2億7,692万3,000円で前年度比33.3パーセント減、第7款の市債は2億6,680万円で前年度比36.3パーセントの減となっている。

歳出について、第1款の下水道総務費は、職員12人分の人件費、料金徴収業務委託料、公営企業会計移行支援業務委託料等を計上したもので2億2,006万7,000円で前年度比12.3パーセント増となっている。

第2款の下水道事業費は下水道施設維持管理費、下水道ストックマネジメント基本計画策定委託料、旧暫定逆線引き地区の下水道整備事業費、雨水対策工事費、荒川右岸流域下水道事業に係る負担金等を計上しており合計10億3,847万8,000円で前

年度比25.5パーセント減となっている。

第3款の公債費は2億5,899万4,000円で前年度比15.3パーセント減となっている。

第4款の予備費は前年度と同額を計上している。

[質疑等]

なし

議案第4号 平成29年度朝霞市介護保険特別会計予算について

(薮塚健康づくり部長)

予算の総額は歳入歳出それぞれ62億3,782万3,000円で前年度比5.8パーセントの増となっている。

次に、歳入の主な概要について、第1款 保険料は、65歳以上の第1号被保険者保険料として、14億2,190万円で、前年度と比較して1.7パーセントの増を見込んでいる。なお、保険料率等の改正はない。

第3款 国庫支出金は、介護給付費に係る国の負担等で、第1項 負担金と、第2項 補助金を合わせ、12億4,598万円で、前年度比7.1パーセントの増となっている。

第4款 支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、40歳から64歳の方の保険料分の介護給付費交付金などで、16億6,896万4,000円を計上し、前年度比4.5パーセントの増となっている。

第5款 県支出金は、第1項 負担金と、第2項 補助金を合わせ、9億248万1,000円で、前年度比5.1パーセントの増となっている。

第7款 繰入金は、第1項 一般会計及び第2項 基金からの繰入金で、合わせて、9億9,839万1,000円を見込み、前年度比13.2パーセントの増となっている。

次に、歳出の主な概要は、第1款 総務費は、第1項 総務管理費、第2項 徴収費、第3項 介護認定審査会費及び第4項 趣旨普及費の合計で、1億518万7,000円で、前年度比7.9パーセントの増となっている。

第2款 保険給付費は、歳出総額の93.4パーセントを占めているが、総額で、58億2,288万円で、前年度比2.6パーセントの増となっている。そのうち主なものとしては、第1項 介護サービス等諸費、51億8,937万7,000円、第2項 介護予防サービス等諸費、2億6,460万4,000円、第5項 特定入所者介護サービス等費、2億875万2,000円などを計上している。

第3款 地域支援事業費は、第1項 介護予防・生活支援サービス事業費1億1,505万9,000円、及び第2項 一般介護予防事業費2,264万3,000円、及び、第3項 包括的支援事業・任意事業費1億6,934万4,000円で、合計3億704万6,000円を計上し、前年度比152.7パーセントの増となっている。

以上が、平成29年度朝霞市介護保険特別会計予算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第5号 平成29年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算について

(薮塚健康づくり部長)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億482万5,000円で、前年度比2.3パーセントの増となっている。

歳入について、第1款 後期高齢者医療保険料については、埼玉県後期高齢者医療広域連合による被保険者数などの試算に基づき、10億849万5,000円を見込んでおり、歳入総額の83.7パーセントを占め、前年度比1.7パーセントの増となっている。

第2款 繰入金は、保険基盤安定繰入金など、合計で1億9,252万8,000円を計上しており、前年度比5.1パーセントの増となっている。

そのほか、繰越金、諸収入で、380万2,000円となっている。

次に、歳出について、第1款 総務費は、第1項 総務管理費及び第2項 徴収費の合計で、1,582万5,000円を計上し、前年度比15.8パーセントの増である。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と、保険基盤安定繰入金を合わせて、埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので11億8,429万8,000円を計上し、前年度比2.1%の増となっている。

第3款 諸支出金及び第4款 予備費を合わせ470万2,000円となっている。

以上が、議案第5号 平成29年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算の概要である。
[質疑等]

なし

議案第6号 平成29年度朝霞市水道事業会計予算について

(佐藤水道部長)

まず、業務の予定量について、給水戸数は、6万3,700戸、年間総給水量は、1,490万立方メートル、1日平均給水量は4万822立方メートルを見込んでいる。

また、主要な建設改良事業については水道施設耐震化事業で2億317万円、老朽管更新事業で1億7,269万8,000円、電気設備更新事業で4億4,475万4,000円をそれぞれ計上している。

次に、収益的収入及び支出ですが、収入の第1款の事業収益は22億567万1,000円を見込んでおり前年度比3.5パーセントの減となっている。主なものは、収入総額の82.3パーセントを占める水道料金である。そのほか、営業外収益の水道利用加入金で2億1万6,000円を計上している。

支出の第1款、事業費ですが、19億9,196万1,000円で、前年度比2.8パーセントの減となっている。主なものは、支出総額の34.9パーセントを占める県水受水費である。入水率は昨年度と同様に年間総給水量の70パーセントを見込んでいる。営業外費用は企業債の支払利息である。

なお、収入から支出を差し引いた当年度の純利益は税込2億1,371万円と見込ん

でいる。

次に、資本的収入及び支出の概要について、まず、第1款の資本的収入では、7億6,027万3,000円を見込んでおり、前年度比6.2パーセントの減となっている。主なものは、水道施設等の大量更新に対応するための企業債である。

資本的支出ですが、14億1,541万2,000円で、前年度当日9.4パーセントの減となっている。主なものは、水道施設耐震化工事や水圧不足改善事業、老朽管更新事業に係る配水管布設工事や舗装復旧工事、泉水及び岡浄水場の排水ポンプ制御設備更新工事などである。第2項の企業債償還金では4億3,243万8,000円を計上している。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、6億5,513万9,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんするものでございます。

次に継続費について、岡浄水場の中央監視制御設備更新事業として、2ヶ年の継続費を設定している。

企業債について、水道施設耐震化事業で1億8,600万円、老朽管更新事業で1億5,800万円、電気設備更新事業で4億1,100万円、合わせて、7億5,500万円を発行限度額としている。

以上が平成29年度朝霞市水道事業会計予算の説明である。

[質疑等]

なし

議案第7号 平成28年度朝霞市一般会計補正予算第3号について

(上野総務部長)

補正額は、歳入歳出それぞれ、4億3,073万5,000円の増額で、累計額は、404億1,665万6,000円となっている。

第2表継続費補正は、防災行政無線デジタル化整備事業や消防団詰所改築事業にいて、総額及び年割額を変更するものである。

第3表繰越明許費補正は、経済対策臨時福祉給付金給付事業など5事業である。

第4表地方債補正は、防災行政無線デジタル化整備事業や社会福祉法人立保育園整備費補助事業の借入限度額の変更を行うものである。

歳入のうち、第2款の地方譲与税、第3款の利子割交付金、第4款の配当割交付金及び第8款の自動車取得税交付金については、交付実績を基に積算した決算見込額により計上している。

第9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付額が確定したので、662万9,000円増額している。第14款の使用料及び手数料は、事業の終了に伴い通所介護施設使用料現年分を、131万3,000円減額している。

第15款の国庫支出金は、新たに経済対策臨時福祉給付金給付事業費補助金などを計上するほか、地域型保育給付負担金などを増額することにより、3億9,500万円増額しております。

第16款の県支出金は、実績に伴う補正のほか、教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金や親支援推進事業導入補助金を新たに計上することにより、2,614万6,000円増額している。

第17款の財産収入は、防火水槽用地の売り払いに伴う不動産売払収入や財政調整基金などの預金利子を増額することにより、494万8,000円増額しております。

第18款の寄附金は、民生費指定寄附金など、13件の指定寄附金の受け入れをしている。

第21款の諸収入は、通所介護収入や訪問介護収入などを減額する一方、埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金精算金などを新たに計上することにより、2,697万円増額している。

第22款の市債は、社会福祉法人立保育園整備費補助事業債を増額する一方、防災行政無線デジタル化整備事業債を減額することにより、1,580万円減額している。

次に、歳出について、総務費は、財政調整基金積立金などの増額のほか、実績に伴う補正により、260万5,000円の減額となっている。

民生費は、実績に伴う補正のほか、経済対策臨時福祉給付金などを新たに計上することにより、4億3,673万2,000円増額している。

衛生費は、実績に伴う補正などで、660万1,000円増額している。

土木費は、実績に伴う補正などで、646万円減額している。

教育費は、実績に伴う補正などで、354万9,000円の減額となっている。

諸支出金は、土地開発基金繰出金を、1万6,000円増額しております。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第8号 平成28年度 朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第2号について (薮塚健康づくり部長)

今回の補正額は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,315万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ136億5,661万9,000円とするものである。

第1款 国民健康保険税について、被保険者数の減少などにより、調定額が減少傾向にあることから、一般被保険者及び退職被保険者等に係るものをあわせ、3,604万8,000円を減額するものである。

第3款 国庫支出金については、第1項 国庫負担金の療養給付費等負担金を、算定基礎額などの変更に伴い7,911万9,000円減額し、高額医療費共同事業負担金を1,661万円、及び特定健康診査等負担金を90万2,000円、実績によりそれぞれ増額するものである。

第4款 療養給付費等交付金については、退職被保険者等に係る医療費交付金で、決定通知により、1億714万9,000円を減額するものである。

第5款 前期高齢者交付金については、各保険者の前期高齢者割合に係る交付金で、

決定通知により、９１万３，０００円を増額するものである。

第６款 県支出金については、実績により、第１項 県負担金の高額医療費共同事業負担金を１，６６１万円、特定健康診査等負担金を９０万２，０００円、及び歳出の保険給付費などの変更に伴い、第２項 県補助金の財政調整交付金を３，３３６万５，０００円それぞれ増額するものである。

次に、第７款 共同事業交付金は、実績により、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金を合計で６，５８７万８，０００円減額するものである。

第９款 繰入金の一般会計繰入金につきましては、実績により、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分を減額、保険者支援分を増額し、合計で４４１万４，０００円を減額するものである。

次に、歳出について、第２款 保険給付費については、今年度の医療費の動向を勘案し、第１項 療養諸費は、一般及び退職被保険者分の療養給付費を合わせ、２億３，３６７万４，０００円を減額し、第２項 高額療養費では、退職被保険者分の高額療養費で、１，３９７万円を減額するものである。

第６款 介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金からの再算定決定通知により、２７８万３，０００円を減額するものである。

第７款 共同事業費拠出金は、国保連合会からの決定通知により、高額医療費共同事業拠出金を６，６４４万２，０００円増額、保険財政共同安定化事業拠出金を４，７２３万６，０００円減額、合計で１，９２０万６，０００円を増額するものである。

第８款 保健事業費については、実績により、第１項 特定健康診査等事業費は、特定健康診査に係る委託料を１９２万２，０００円、第２項 保健事業費は、人間ドックに係る委託料を３０１万７，０００円、生活習慣病重症化予防対策共同事業負担金を７００万４，０００円、それぞれ減額するものである。

第９款 基金積立金は、積立金利子の他、今回の補正における歳入歳出の差額を、保険給付費支払基金等積立事業に２，０００万７，０００円増額し積み立てるものである。

以上が、平成２８年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の概要である。
[質疑等]

なし

議案第９号 平成２８年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算第３号について

（澤田都市建設部長）

今回の補正は、繰越明許費の設定を行うもので、雨水対策事業の根岸台第１幹線下水工事の第４工区、第５工区及び内間木地区で実施している市道２００１号線ほか下水工事の年度内完成が困難なため、１億４，４１５万円を翌年度に繰り越すものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第１０号 平成２８年度朝霞市介護保険特別会計補正予算第３号について

(薮塚健康づくり部長)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ１８万５，０００円を追加するもので、歳入歳出予算の総額を６０億９，２００万９，０００円とするものである。

歳入について、第６款 財産収入 第１項財産運用収入については、介護保険保険給付費支払基金利子などを１８万５，０００円増額するものである。

次に、歳出について、第５款 基金積立金 第１項 基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立事業などを１８万５，０００円増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第１１号 平成２８年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第２号について

(薮塚健康づくり部長)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ８０８万円を減額し、歳入歳出予算の総額を１１億７，４２２万９，０００円とするものである。

始めに、歳入にいて、第２款 繰入金については、県と市の保険基盤安定負担金の確定により、保険基盤安定繰入金を８０８万円減額するものである。

次に、歳出について、第２款 後期高齢者医療広域連合納付金についても、同様に、県と市の保険基盤安定負担金の確定に伴い、８０８万円を減額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第１２号 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例及び朝霞市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

(神田公室長)

改正内容については、番号法における特定個人情報の地方自治体間での情報連携が本年７月から開始されることにともない、平成２９年５月３０日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が施行されることになり、引用条項の整備など必要な改正を行うものである。

なお、これらの改正については、平成２９年５月３０日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第１３号 朝霞市健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例について

(薮塚健康づくり部長)

改正内容については、所掌事務について見直しを行い、健康増進計画の策定及び評価に関すること、及び朝霞市健康づくり推進条例に定める健康づくりの推進に関すること

に改めた。

また、組織については、市民の意見を、より多く反映できるように、公募による市民又は公募委員候補者名簿に記載された市民を追加するとともに、団体の表記を整理するものである。

なお、この改正については、平成２９年４月１日から施行したいと考えている。

[質疑等]

(田中副市長)

協議会の人数は増えるのか。

(薮塚健康づくり部長)

人数は増えない。

議案第１４号 朝霞市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

(上野総務部長)

改正内容については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、介護休暇の分割取得、介護時間の新設等について規定されたこととともない、関係条例について所要の改正を行うものである。

なお、これらの改正については、平成２９年４月１日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第１５号 朝霞市職員の給与に関する条例及び朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

(上野総務部長)

改正内容については、平成２８年８月８日に示された人事院勧告を踏まえ、扶養手当について、配偶者に係る支給額を他の扶養親族に係る支給額と同額まで減額し、子に係る支給額を引き上げるものである。

なお、配偶者に係る手当が減額となる職員への影響をできるだけ少なくする観点から、平成３２年３月３１日までにおいて、段階的に実施する経過措置を設けている。

これらの改正については、平成２９年４月１日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第１６号 朝霞市税条例等の一部を改正する条例について

(上野総務部長)

改正内容については、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行などにとともない、個人市民税においては、住宅ローン控除の適用期限を延長するとともに、法人市民税に

においては、法人税割の税率の引き下げを行うものである。

また、軽自動車税においては、グリーン化特例の適用期限を延長するほか、新たに環境性能割の創設などを行うものである。

なお、これらの改正のうち、住宅ローン控除の適用期限の延長については、公布の日から、グリーン化特例の適用期限の延長については、平成２９年４月１日から、法人税割の税率の引き下げ及び環境性能割の創設などについては、平成３１年１０月１日から、施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第１７号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

(澤田都市建設部長)

改正内容については、平成２８年１月２９日に国から発出された技術的助言により、低炭素建築物の新築等計画の認定申請において、登録住宅性能評価機関等であらかじめ技術的審査を受け当該認定申請をする際の添付図書の種類が追加されるとともに、建物用途ごとに建物形状や室用途構成等を仮定した建物について計算する方法が当該認定の対象となり、新たに審査事務を行う必要があること、また、平成２８年１２月２１日に「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」が改正され、本条例で引用する当該省令の条項が変更されたことから、新たな審査事務に係る申請手数料の額を定めるなど、必要な改正を行うものである。

なお、この改正については、平成２９年４月１日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第１８号 朝霞市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例について

(嶋学校教育部長)

入学準備金については、経済的理由により高等学校や大学の入学金や初年度授業料といった、入学時に必要な資金の確保が困難な保護者に対し貸付を実施していた。しかし、近年では小学校や中学校の入学時に揃える学用品についても行政の支援の拡大が求められていることから小学校や中学校等の入学時に必要な資金の調達が困難な保護者に対し平成３０年度入学の児童・生徒を対象に貸付を開始するものである。具体的な内容としては、必要とする金額に応じ、５万、７万、１０万円の３段階から選択して申込をしていただく。申込にあたって保証人は不要としている。返済については高等学校や大学と同様に無利子とし、入学した年度の７月から毎月５，０００円の返済としている。併せて義務教育学校を加えるなど現行法令に合わせて条文の整理等を行うものである。

なお、この改正については、平成２９年４月１日から施行したいと考えている。

[質疑等]

(田中副市長)

県で行っているひとり親家庭の入学準備金の制度との併用は可能なのか。

(嶋 学校教育部長)

可能である。

議案第 19 号 朝霞市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(内田市民環境部長)

改正内容については、結婚式場の利用実績を踏まえ、今後のあり方等を検討した結果、結婚式場及び付属施設を廃止するとの結論に至ったことから、所要の改正を行うものである。

なお、この改正については、平成 29 年 4 月 1 日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第 20 号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例について

(薮塚健康づくり部長)

改正内容につきましては、平成 29 年度における第 1 号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとするほか、第 1 段階を対象として平成 27 年度より実施している、低所得者の保険料軽減について、平成 29 年度も引き続き実施するものである。

なお、この改正については、平成 29 年 4 月 1 日より施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第 22 号 市道路線の認定について

(澤田都市建設部長)

今回認定する路線は、開発行為にともなう 4 路線で、都市計画法第 40 条の規定により帰属された道路を認定するものでございます。

[質疑等]

なし

【質疑等】

【結果】

原案のとおり決定する。

【閉会】